一般社団法人日本へアブレイダーズ協会 会員規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人 日本へアブレイダーズ協会(以下、「本協会」という)の会員制度について定めることを目的とする。

(会員)

第2条 当法人の会員は、会費10,000円の支払いをもって会員とする。

(入会方法)

第3条 本協会への入会を希望する者は、所定のフォームから必要事項を入力し、14日 以内に会費の支払いをしなければならない。

(入会要件)

- 第4条 入会希望者が次のいずれかに該当すると判断した場合、本協会は、入会希望者 を入会させないことができる。
 - (1) 過去に本規約違反等により、会員資格の取消しがされている場合
 - (2) 入会時の入力事項に事実に反する内容を記入した場合
 - (3) その他、本協会が入会を不適当と判断した場合

(会員資格の取消し)

- 第5条 会員が以下の項目に該当する場合、本協会は、事前にその会員に通知することなく会員資格を取り消すことができる。その場合、本協会は、既に支払われた会費の払戻義務を一切負わないものとする。また、会員が取得した会員証、会員ロゴ等は、直ちに本協会に返却するものとする。
 - (1) 入会の際に、入会申込書に事実に反する記載をしたことが判明した場合
 - (2) 本規約の第10条の各号に該当する行為を行った場合
 - (3) 所定の支払期限までに会費を支払わない場合
 - (4) 暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者であった場合

(退会)

第6条 会員が本協会の退会を希望する場合には、次回決済月の前月の月末までに退会申請を行わなければならない。その場合、本協会は、既に支払われた会費の払戻義務を一切負わないものとする。また、会員が取得した会員証、会員ロゴ等は、直ちに本協会に返却するものとする。

(会費)

- 第7条 会員は、本協会の入会に必要事項を入力し、会費を本協会の指定する方法により支払う。
 - 2. 会員は、有効期限月の末日までに、翌年度分の会費を本協会の指定する方法により支払う。

(有効期限)

第8条 会員資格の有効期限は、一年間とする。会員資格は会費の支払いをもって、 更新とする。

(会員譲渡の禁止)

- 第9条 会員は、会員資格その他会員として有する権利を、第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできない。
 - 2. 会員が死亡した場合、当該会員の会員資格は失われるものとし、相続はされないものとする。

(禁止事項)

- 第10条 会員は、以下の行為を行ってはならない。
 - (1) 本協会において得た情報及び資料の内容に関してそれを外部に漏洩する行為
 - (2) 本協会が実施する講義、セミナー等の様子を無断で撮影、録音する行為
 - (3) 他の会員及び本協会の著作権、商標権等の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
 - (4) 他の会員及び本協会の財産、プライバシー、肖像権等を侵害する行為及びそのおそれのある行為
 - (5) 他の会員、本協会及びブレイダー業界に不利益又は損害を与える行為及びそのおそれのある行為
 - (6) 他の会員、本協会及びブレイダー業界を誹謗中傷する行為
 - (7) 犯罪および犯罪に結びつく行為及びそのおそれのある行為
 - (8) 宗教、政治、勧誘に関する活動
 - (9) 会員証、本サービスを利用するために必要な情報等を不正に使用する行為
 - (10) 本人の同意を得ることなく、他の会員の個人情報を収集する行為
 - (11) その他、法令、本規約及び公序良俗に違反する行為
 - (12) その他、本協会が不適切と判断する行為

(損害賠償)

第11条 会員が、他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、またはほかの 会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、本協会は一切責任を負わないもの とし、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、紛争を解決するものと する。

(管轄裁判所)

第12条 本協会と会員との間で生じた訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属 管轄裁判所とする。

(規約の追加・変更)

第13条 本規約は社員総会の決議により追加・変更することができる。